

コミュニティ・自治会にかかる
提言書 Ⅱ



平成 28 年 8 月

丸亀市コミュニティ協議会連合会
丸亀市連合自治会

目 次

	ページ番号
はじめに	1
1 提言書について	2
2 プロジェクトからの提言	
プロジェクトⅠ	3
プロジェクトⅡ	8
プロジェクトⅢ	14
3 プロジェクト会議名簿	22
4 資料	23
県内8市 自治会関係データ	
第1次提言書進行管理表	

はじめに

前回提言いたしました「丸亀市コミュニティ協議会連合会」を平成27年5月に発足し、「丸亀市連合自治会」と共に、プロジェクト会議で協議を重ねた結果、このたび、第二次提言を行えることは非常に意義のあることと考えております。

今回のプロジェクト協議を重ねる中で、行政の住民サービス向上のための施策が、自治会の組織化を阻害しているのではないかと痛切に感じました。自治会に入ると地域奉仕活動を強いられるため、加入しないほうが得だと思える自治会未加入者が多くなっていますが、自治会組織率が50%近くまで落ちている今、自治会未加入者にも社会的負担を担ってもらうことが、今後のまちづくりには欠かせません。

市当局並びに議会とも連携し、これを念頭に置いた取り組みを図ってまいりたいと考え、本会より提言をいたします。

平成28年8月

丸亀市コミュニティ協議会連合会

丸亀市連合自治会

1. 提言書について

本提言書は、日々地域づくりに取り組むコミュニティにとって、以下に示す「Ⅰ コミュニティの組織力強化」、「Ⅱ 青少年の健全育成」、「Ⅲ 自治会加入促進とごみステーション」を特に重要かつ切実なテーマとして捉え、これに沿った3つのプロジェクトチームで議論を重ね、取りまとめたものである。

提言にあたっては、地域を取り巻く「現状と課題」を分析のうえ、市とコミュニティが連携のもとで実施すべき「今後の取組」を本会の考えとして示し、第一次提言書（平成26年9月提出）と同様に提言者である我々コミュニティ自らが進行管理（別添資料参照）を行うとともに、これら施策推進のために必要な「市への要望事項」を併せて記すこととした。

2. プロジェクトからの提言

プロジェクトI

コミュニティの組織力強化

本プロジェクトでは、住みよいまちづくりを推進するため、地域のまちづくりを担うコミュニティの組織力強化をテーマとして、コミュニティの現状を分析し、今後取り組むべき課題について検討した。

■現状と課題

(1) コミュニティの現状

① 地区コミュニティの活動

コミュニティセンターを活動拠点としてそれぞれの地域の特性を生かしたまちづくり推進事業（防災、健康、福祉、環境・美化、防犯、体育等、地域に必要な各種事業）を実施している。

（主な行事については別紙参照）

② コミュニティ間の連携

平成27年5月に「丸亀市コミュニティ協議会連合会」を設立し、各コミュニティが連携しながら市の地域づくりに取り組む体制を作った。

(2) コミュニティの課題

① コミュニティ活動を担う人材の確保

まちづくり、地域づくりの必要性が高まり、コミュニティの役割が増す一方で、コミュニティ構成員の高齢化に伴い、活動を担う人材の不足が生じている。

② 自治会の組織力強化

コミュニティの中核組織である自治会への加入率が低下傾向にあるため、コミュニティ組織も弱体化する恐れが生じている。自治会離れの対策が必要である。

③ コミュニティ間での連携強化

これまで、それぞれのコミュニティが、市と連携しながら独自の地域づくりを行ってきたが、個々の地域の活動をさらに発展させるために、コミュニティ間で情報共有し、事業に取り組んでいく必要がある。また、1コミュニティでは効果の期待できない課題が生じた際には、協力し合える体制作りが必要である。

④ コミュニティセンターの施設整備

コミュニティセンターは地域活動の拠点として、また、災害時には避難所としての活用が期待されるが、老朽化等のため、その機能を十分に果たせない施設もあり、早急な整備が必要である。

⑤ コミュニティとコミュニティを構成する各種団体との関係

P T Aや老人クラブ、体育協会などのコミュニティ構成団体がそれぞれに独立した組織であるため、全ての団体がコミュニティの一員として一丸となってまちづくりに取り組むことが困難な状態になっている。

■今後の取組

① コミュニティ活動を担う人材の発掘と事務を担う職員の確保

各コミュニティでは、比較的時間に余裕のある高齢者が主に活動を担っており、若い世代の参画は少ない傾向にある。若い世代の参画を促すためには、幼保・小中学校との連携を強め、P T Aなど児童等の保護者に向けた勧誘が効果的である。

また、コミュニティ活動は、基本、自主的なボランティアで行っているが、これまでの交流事業に加え、近年では、防災、健康、福祉、環境・美化、防犯、体育等、事業は多岐にわたっており、行政需要の一端を担う状況を鑑みると、自主的なボランティアでは対応に限界があり、職員体制の見直しが必要である。

- ・小中学校と地域を結ぶ協議の場の創設（詳細はプロジェクトⅡ）
- ・各コミュニティの職員体制の充実

② 新たな視点から自治会の加入促進をおこなう

これまで、自治会活動推進施策として、市では自治会優遇補助や広報など、地域では未加入者への訪問や声かけのほか、独自の自治会加入促進事業を実施するなど、様々な取組を行ってきたが、顕著な成果は上がっていない。

自治会組織力強化のため、これまでの施策を継続するとともに、幼保・小中学校と連携し、保護者と顔の見える関係作りを行ったりうえでの勧誘やごみステーション設置時の勧誘など、新たな視点で加入促進を検討する必要がある。

また、自治会加入者のみに配布していた市広報誌を全戸配布に変更したり、自治会未加入の小グループにごみステーション設置を承認するといった市の施策変更が自治会加入率低下を加速させたと思われる。今後、こういった事態を防ぐためにも、自治会加入に影響する可能性のある施策変更時には事前に地域へご協議いただくことが必要である。

- ・小中学校と地域を結ぶ協議の場の創設（詳細はプロジェクトⅡ）
- ・ごみステーション新規設置の情報提供（詳細はプロジェクトⅢ）
- ・自治会に関する施策変更時の地域への事前協議

③ コミュニティ間の情報共有、協力体制の充実

「丸亀市コミュニティ協議会連合会」は、全コミュニティで取り組むべき事業に積極的に取り組むと共に、コミュニティ活動の情報交換が出来る場として運営していきたい。

- ・コミュニティ職員スキルアップのための研修の実施
- ・他のコミュニティの模範となる事業について、事例発表の場の創設
- ・コミュニティ功労者表彰の実施

④ コミュニティセンターの整備

コミュニティセンターは災害時には避難所であるとともに、地区防災の拠点としての役割もある。耐震基準に満たないセンターについては、耐震について早期の対応が必要である。

・安全なコミュニティ活動の拠点の確保

⑤ コミュニティとコミュニティ構成団体との協力体制の強化

効果的なまちづくりのためには、コミュニティ構成団体のそれぞれが、同じ目標をもち、まちづくりに取り組むことが必要である。しかしながら、個々の団体については、設立の目的、活動状況、財源等も様々で、現状では、まちづくりに一体で取り組んでいるとは言い難い。

構成団体が、協力してまちづくりに取り組める体制づくりが必要である。

・構成団体へのまちづくり計画・事業方針の周知、説明
・地域の一体的な活動につながる財源の確保

■市への要望事項

- ① コミュニティの職員体制充実のためのコミュニティ運営助成金の見直しや補助金の創設
- ② 自治会に影響する施策変更時における地域への事前協議の徹底
- ③ コミュニティ職員スキルアップのための研修ノウハウの提供
- ④ コミュニティセンターの計画的かつ早期の施設整備
- ⑤ 市からのコミュニティ関連補助金の見直し（補助金の集約）

〈参考〉 コミュニティによる主な活動例

地域交流	ふれあいまつり
	広報誌発行
	HPによる情報提供
福祉	介護予防事業
	独居高齢者慰問
	高齢者（80歳以上）慰問
	寝たきり高齢者訪問
	福祉施設訪問
	国保健康教室
	敬老会協力
	日赤社資募金ほか募金活動
	福祉ママチャリティバザー
	いきいきサロン
健康	健康講習・講演会
	各種料理教室
文化	各種文化教室
	いきいき講座
子育て	児童通学路安全立哨
	愛育班活動
	放課後子ども教室
防犯・防災	防犯パトロール
	地域防災訓練実施
体育	チャレンジデー地域事業
	各種大会（ゲートボール大会等）
	町民運動会
	ハーフマラソン大会協力
	市民体育祭協力
環境美化	清掃活動
	花壇づくり
その他	市長懇談会

※ほか、それぞれのコミュニティで独自の事業を実施

（小中学校訪問、米作り、たすけあいサービス事業、学校交流事業、餅つき大会、さつまいも植え付け、居場所作り事業、ゴミステーション見守り、ふれあい農園、キャンプ、月見の宴 他）

プロジェクトⅡ

青少年の健全育成

本プロジェクトでは、「青少年の健全育成」をテーマとして、市の少年育成センターもメンバーに加え、青少年に関する情報や意見を交わし、現状を分析しながら、今後、学校・地域・行政が協力のもとで、今できること取組むべきことについて検討した。

■現状と課題

(1) 子どもを取り巻く環境

【学 校】不登校児童生徒の増加、いじめ問題の深刻化、教師の多忙化

【家 庭】教育力の低下、モンスターペアレント

【地域社会】一人親・貧困世帯の増加、少子化（子ども会の衰退）、地域住民の繋がり希薄化（自治会加入率の低下）

(2) コミュニティによる現状での取組

地域コミュニティでは、現在も各地区の活動のなかで、青少年育成に関する様々な取組を実施している。（詳細については、別欄に掲載）

(3) 今後の課題

① コミュニティ間での連携強化

各コミュニティでは、これまでもあいさつ運動や防犯パトロール、登下校時の見守り、各種体験学習など、地域ぐるみで子どもたちの健全育成について多岐にわたる関わりを実践してきた。今後は、こうした取組を地域間で情報共有し、さらに発展的に取組んでいく必要がある。

② 学校とコミュニティの連携強化

国においては、平成 12 年の法改正により地域住民が学校運営へ参画する仕組みを制度的に位置付けるものとして「学校評議員制度」が創設され、また、本市においても当制度を全ての学校へ導入するとともに、平成 22 年度から「小中一貫教育」の中で中学校区を単位とする学校群が形成されている。今後は、こうした今ある制度を活かしつつ、学校現場と地域住民との関係をより深めることのできる仕組みづくりが必要である。

※ 学校とコミュニティが連携することは、双方にとってメリットがある

【学校のメリット】

- ・児童・生徒が地域の活動や伝統行事に触れることで、郷土への愛着が育まれ、特徴的で幅広い教育ができる。
- ・学校現場で抱える課題と地域の人材が結びつくことで、新しい解決策が生まれやすくなる。
- ・学校・家庭・地域間での信頼関係が深まることで、学校運営に対する住民の理解が得られ、保護者や地域への対応がスムーズになる。

【コミュニティのメリット】

- ・地域の中で、児童・生徒と大人との関係づくりができ、地域の教育力が高まる。
- ・子どもを介して保護者との良好な関係が築かれ、コミュニティ内の人間関係がさらに強化される。
- ・地域住民が児童・生徒と交流することで、高齢者等の生きがいがづくりや地域の伝統継承につながる。
- ・学校と連携することにより、コミュニティの活動領域が広がり、地域固有の人材発掘につながる。
- ・災害発生時、避難所の設営・運営に平素の連携が大きく活かされる。

■今後の取組

① コミュニティ間で良い事例を取り入れた活動の展開

各コミュニティにおいては、すでに青少年にかかわる様々な取組が実施されており、多くの地区で同様に実施されているものもあれば、一部地区において特徴的な取組が行われている例もある。今後は、他自治体での事例収集や地域間で情報を共有する仕組みを充実させ、良い事例は進んで取り入れた活動を展開する。

- ・先進自治体における事例の収集（視察研修等）
- ・コミュニティ間での情報共有や協議の場の充実（意見交換の機会充実、事例発表の場の創設）

② 学校とコミュニティ双方にもう一步踏みこんだ取り組み

本市では、小中一貫教育を通じて中学校区を単位とした学校群が既に形成されており、地域住民を交えたあいさつ運動や防犯パトロールなどなどは広く定着している。しかし、子どもを取り巻く環境を鑑みた場合、学校と地域はお互いを結びつける既存の組織を活かしながら、もう一步踏みこんだ取組が必要である。特に近年、中学生にまつわる社会的な問題は深刻さを増しており、中学校と地域との関係性の強化は急務である。

- ・学校・家庭・地域を結びつける既存組織の活用（学校評議員制度や小中一貫教育学校群、青少年健全育成推進協議会の活用・活性化）
- ・中学校と地域の新たな協議の場の創出

③ 解決すべき課題と人材を結びつける仕組みの構築

学校と地域が系統的な連携のもとで課題解決を図るため、県や市など行政機関の支援・協力も得ながら、学校現場や地域の課題と人材を結びつける仕組みづくりに取り組む。

- ・県や市を介した社会教育事業の活用（一定区域内でのコーディネーターの配置、人材の発掘・育成）

※ 社会教育事業（例）

学校支援ボランティア促進事業、家庭・地域教育 力再生事業等

■ 市への要望事項

① 学校と地域の協議の場の充実又は新設

学校においては、コミュニティとの間に地域の連携を深めるために、小中一貫教育連携協議会を充実し、もしくは、新たに定期的な会議を設け、学校から地域への要望や地域との協力等についても協議する。

② 学校現場への地域連携の啓発

校長会等で地域との具体的な連携の重要性を、市として学校現場に浸透させる。

<参考> 青少年育成に係る各地区の取組

(プロジェクトメンバーの地区の例)

《川西地区》

● 小学校との関わり

- ・夏休み期間中の防犯パトロールを実施（4年連続）
- ・防災訓練（4回／年間）の実施。
- ・コミュニティ役員会議（毎月開催）に校長（教頭）に出席のお願いをしているが、出席は3ヶ月に一度程度である。
- ・長寿会（老人クラブ）による昔遊びの伝承を行っている。
- ・夏祭り、もちつき大会、田植え、収穫の体験
- ・防災マップの作成（5・6年生と自治会）

● 今後実施すること

- ・小学校周りのパトロール（登校時、下校時）
- ・中学校との連携不足を解消すること。

例) コミュニティ役員会に校長（教頭）の出席をお願いする。

中学校がどの程度、生徒の情報を出してくれるのか？

《土器地区》

● 小学校との関わり

- ・下校時の見守りパトロール、青パト（週1回）
- ・学校から長寿会に対し参加、指導依頼 → 野菜作り、昔遊びなど
- ・夏祭り前に運動場周辺の草刈り、清掃を実施
夏祭りにブラスバンド発表会への案内
- ・「弥生まつり」の人権標語を募集し表彰を行っている。
- ・敬老会に1年生の絵画と2年生の代表による作文の発表

● 学校外の関わり

- ・育成部会として
幼・保・小が参加する寺小屋教室の開催
- ・環境部会として
青の山のクリーンハイキングの実施
- ・体育部会として
三世代交流のペタンク大会の開催
町民運動会

《郡家地区》

- ・学校行事と地域の行事を有意義にすることを目的に年2～3回程度、意見交換会を実施する。特に学校教育情勢、実情が分からないので、年4回ぐらい授業参観による情報交換会を行う。
- ・市教育全体として地域と学校のつながりの、あり方を見直してほしい。

《本島地区》

- ・学校評議会等への出席（連合会長、女性部、環境委員など）：年3回
- ・コミュニティ部会への学校職員の参加
- ・学校行事への地域の参加
- ・人権研修等、学校と地域の連絡を密にする。
- ・「学校だより」等を自治会で全世帯に配布
- ・地域と学校が互いの情報を交換できる場をつくるため、昼間の会（AM10～PM2）と夜の会（PM6～7）を行っている。
- ・長寿会の幼・保・小・中の行事参加
- ・地域行事へ先生方の参加をお願いしていく中での関係の親密化

《富熊地区》

- ・授業参加
- ・パトロール（登下校時）
- ・評議委員会（先生との話し合い・先生、生徒との交流）
- ・あいさつ運動 → 朝の登校時に正門の前で朝のあいさつをする。
(おじさん、おばさん挨拶運動)
- ・さつまいも作り → 生徒と一緒に苗から収穫まで行い、収穫したさつまいもを焼きいもにして共に食べながら、話し合いをする。
- ・防災訓練（警察、消防、学校、婦人会、自治会）

《飯山南地区》

●中学校との連携

- ・月1日のあいさつ運動に参加
- ・年間2回程度、授業参観日（学校がオープンスクール日を設ける）にコミュニティ役員が参加し全クラスを見る。
- ・コミュニティまつりには、吹奏部員と念仏踊りを学習して生徒の参加を得ている。

●小学校との連携

- ・学校評議委員会議に出席するようになっている。(平成26年度より)



会議のあと授業参観する。

- ・毎月、最初の登校日にあいさつの声かけ活動をしている。(コミュニティ役員)
- ・課外授業時の防犯活動として、17時の児童の帰宅に合わせたパトロールを実施
- ・昔遊びの伝承、米づくり体験教室の実施 → コミュニティ健全育成部 会が半年計画により関わっている。
 - ※昔遊びの伝承 → 1年生と4年生
 - ※米づくり → 5年生
- ・防犯パトロール隊による児童の見守り(毎週水曜日の一斉下校時)
- ・コミュニティまつりへの参加

プロジェクトⅢ

自治会加入促進とごみステーション

本プロジェクトでは、「自治会加入促進とごみステーション」をテーマとして、市のクリーン課をメンバーに加え、丸亀市における自治会加入の状況及びごみステーションの設置と自治会加入率増加に関する意見を交わしてきた。このなかでは、すでに先進的な取り組みを行っている城坤・川西地区の状況やその課題の報告も受けながら、これをどのように自治会加入促進につなげていくかということについて検討した。

■現状と課題

(1) 自治会加入率の推移

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
57.7%	56.6%	55.3%	55.4%

※4月1日現在

(2) ごみステーションの設置状況

a ステーション数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
ステーション数 (箇所)	2,412	2,468	2,524	2,571
対 24 年度増加数	—	56	112	159

※3月31日現在

b 新規設置の条件

複数戸からのステーション設置要請があり、かつ、周辺の集積場に入れることができない場合に、設置場所について近隣住民の同意を得た上で新規設置をしている。

(3) 地域からみた自治会加入・ごみステーションの問題

- ・知らない間に新たな団地やごみステーションが出来ていることがあるが、地域から見ると、既存の自治会への加入の声掛けができたかもしれないケースがある（自治会加入促進機会の喪失）。
- ・地域に転居・転入してきた方（以後「転入者」）の把握ができず、転入者が地域とつながる接点がない。（地域との関係性の希薄化）
- ・新規設置の基準が緩いこともあり、ごみステーションが増加傾向にある。また、ごみステーションが密集している地域も見られる。（ごみ収集業務の効率化の必要性）

(4)課題

① 自治会加入促進に向けた転入者と地域との接点の創出

近年、住民と地域の関係性が希薄化しているとの指摘もある中、新たに地域のメンバーとなった転入者と地域との接点・機会をどのようにつくるかということは重要なテーマとなっている。

その点、ごみステーションの設置相談時は最初の重要な接触機会であり、積極的にその活用を図るべきである。

【転入者のメリット】

- ・不慣れな土地で地域の方と知り合うきっかけができる。
- ・転入者同士で自治会について考えるきっかけを持つことができる。

【コミュニティのメリット】

- ・新しい地域の仲間を知るきっかけができる。
- ・自治会加入促進の取組につなげることができる。
- ・相互に交流することにより、防犯・災害対策上でも一定の効果が見込まれる。

② ごみ収集の効率化

丸亀市においても、他地域と同様に核家族化が進み世帯数が増える一方で自治会への加入は少ないことなどから、今後、新たなごみステーション設置数の増加が見込まれる。

こういった状況のなかで、効率的なごみ収集と増加する行政コスト抑制のため、既存ステーションの共同利用を進めるとともに、既存ステーションの統合についても積極的に検討すべきである。

【コミュニティのメリット】

- ・路上に置かれるごみの減少等により、地域の環境美化につながる。
- ・ステーションが減れば、管理の手間やコストが減る。

【市のメリット】

- ・ごみステーションの共同利用、新設抑制が促進されることで、ごみ収集コストの増加抑制が期待できる。
- ・既存のごみステーションの統合が進んだ場合、ごみ収集コストの軽減が期待できる。

■城坤・川西地区コミュニティにおける先進的な取組と評価

①取組

現在、城坤・川西の2つの地区コミュニティでは、新たな住民からごみステーション設置希望がある場合、クリーン課からの紹介により相談を受け付け、既存のごみステーションを利用できないかといった確認や自治会加入に向けた働きかけを行っている。

また、川西地区では、上記に加え、コミュニティセンター内にステーションを設置し、コミュニティ自治会での利用や、転入者の一時的な利用に役立てている。

※コミュニティ自治会とは、様々な理由で従来の自治会への加入が難しいという事情があるものの、災害対応やネットワークづくりのために自治会には加入したいという意思を持つ方の自治会加入の受け皿として設けられた川西地区独自の組織。

②評価

城坤地区では平成26・27年度の取組を通じて自治会に加入した世帯数が37世帯（※城坤地区の取組の詳細は20ページ〈参考〉のとおり）あり、平成27年度から取り組みを開始した川西地区では、コミュニティセンターに設置したごみステーションを「コミュニティ自治会（H28.4.1現在106世帯が加入）」に利用してもらうことで、新たなステーションの設置が抑制されるなど、自治会加入促進及びごみ収集の効率化において一定の成果が見られた。

その一方で、ごみ収集の効率化については、ごみステーションの新設抑制だけでは件数も少なく、効果が限定的との意見があった。

なお、コミュニティ自治会そのものについては、今回議論をしていない。

■今後の取組

(1) ごみステーション相談受付窓口の変更

転入者と地域が接する機会を市全体で創出するため、現在クリーン課で実施しているごみステーション相談受付窓口を、城坤・川西地区にならい、すべてのコミュニティにおいて実施するよう変更する。

①地区コミュニティで実施する内容

- ・ごみステーションの設置・利用に関する相談の受付
- ・自治会加入やごみステーションの共同利用・設置について申込者及び関係自治会との協議
- ・協議結果のクリーン課への通知または連絡

②情報交換及び効果・問題点の検証

- ・各地区コミュニティにおいて、個々に決める相談時の対応方法や事例について情報交換し、効果を高める。
- ・おおむね実施1年後をめぐり、取り組みの効果と問題点の確認・検証を行う。

(2) コミュニティセンターへのごみステーション設置

転入者の一時的な利用などのため、希望する地区コミュニティについては、その施設敷地内にごみステーションを設置する。

- ・市クリーン課への設置要望（希望する地区コミュニティのみ）
- ・地域住民並びに単位自治会長への周知
- ・地区の広さなど、各地区の事情や住民の利便性を考慮した上で、コミュニティセンターに限らず、設置箇所や管理方法を柔軟に検討する。

■市への要望事項

① ごみステーション統合に向けた取組の継続要請

これまで、市クリーン課による継続的な地域への働きかけにより、ごみステーションの整理・統合が行われており、過去と比較すると一定の成果が見られるものの、地区によってはいまだ整理等が必要と見受けられる箇所もあることから、地道な作業ではあるが、必要な取組として今後とも継続されたい。

② ごみステーション設置基準の見直し

ごみステーションの設置数増大を極力抑制するため、現行の設置基準の見直しについて、検討を進めていただきたい。

③ 農地から宅地への転用申請時の情報提供

小規模な宅地開発の場合には、1,000㎡以上の宅地開発とは異なり、ごみステーション設置に係る事前相談がなく、新規宅地開発の把握ができない。そこで、農業委員会に農地から宅地への転用申請があった場合に希望する地区連合自治会に情報提供されたい。

<参考>ごみステーション設置に係る城坤地区の取組

城坤地区では、自治会会員が毎年30人程度減少しており、自治会加入率を高めるため、同地区では、平成26年度より、ごみステーション設置に関する情報を自治会加入促進に活用することとした。

具体的には、クリーン課から開発業者からのごみステーション設置要望に関する情報提供を受け、その情報をもとに新たに転入してきた方などに対し、自治会加入促進の働きかけを実施する形で実施した。

(1) 城坤地区の状況 (資料提供：城坤地区連合自治会)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
自治会数	63	65	66	65
自治会 会員数	3,033 (-41)	2,993 (-40)	2,965 (-28)	2,937 (-28)

※1 ()内は対前年度比の数値

※2 各年度5月現在の数値

(2) 取り組み実績 (平成28年6月時点)

①A 団地 22 戸

開発業者と連携し、既に入居している6戸に自治会加入とごみステーションの設置について説明を行った。現在、自治会設立に向けて話を進めている。

②B 団地 11 戸

入居者の代表者がコミュニティセンターに来所。自治会結成について話し合いを行った。

③C 団地 7 戸

ごみステーション設置場所がなかったことから近隣の自治会に相談し、自治会入会につながった。ごみステーションについては、団地以外の自治会員とともに新たなものを設置した。

④ 3 世帯

3世帯でのごみステーション設置に関する相談を受けたが、対象箇所の自治会と協議し、既存の2つのごみステーションに割り振ることで設置抑制につながった。

⑤新築（借家）2戸

コミュニティへの入居挨拶の際にごみステーション設置の相談を受け、既存自治会で受け入れを行うこととした。

⑥D団地 27戸

建設着工時より自治会設立の啓発活動を実施し、21戸の入居時点で発起人設定、設立説明会を実施した。その後、27戸全員の賛同を得て自治会を設立した。

⑦E団地 10戸

現在入居している3戸について、既存自治会に入会。

(3) その他

(2)のほか、城坤地区では、独自に既設ごみステーションの統廃合の取り組みも進めており、地域をあげて自治会加入促進に取り組んでいる。

3. プロジェクト会議 名簿

総括 丸亀市コミュニティ協議会連合会
丸亀市連合自治会 会長 岩崎 正 朔

【プロジェクト1】

副会長	鈴木	木田	巖
理事	岡	田	明
理事	香	川	脩
理事	吉	田	之
理事	平	井	明
理事	三	好	守
旧理事	横	田	人
旧理事	横	瀬	實

【プロジェクト2】

副会長	杉	本	壽	文
理事	坂	田	久	男
理事	高	畑	美	嗣
理事	杉	尾	眞	澄
理事	富	木		誠
理事	秦	田		勉
理事	松	永		徹
監事	大	谷		透

【プロジェクト3】

副会長	奥	田	徹
理事	玉	井	一
理事	曾	根	正
理事	河	口	一
理事	松	岡	繁
理事	渡	辺	廣
理事	安	川	夫
監事	奥	村	一
旧理事	太	田	一
旧理事	谷	河	明
旧理事	古	竹	
旧監事			

4. 資料

県内8市 自治会関係データ

H28.7調査

	単位自治会への補助(育成費)	自治会集会場 新築・改修補助	市広報誌の配布	自治会 加入率	自治会未加入者へのゴミ収集 の取り扱い
高松	育成費・・・なし ・2,000円×(新規自治会加入者数)を自治会に補助 ・集会場管理運営補助 5,000円/自治会	1/2補助 限度額 新築・・・900万円以内で世帯数に応じて決定 改修・・・100万円	・自治会で配布 ・10戸以上のグループで配布可	60.20%	ゴミステーション設置者(自治会でなくても良い)が利用の可否を決める。 (20～30世帯が基準)
丸亀	300円/世帯	30%補助 限度額・・・なし	全戸	55.40%	ゴミステーション設置者(自治会でなくても良い)が利用の可否を決める。 (複数世帯)
坂出	1,000円/世帯 +均等割り	25%補助 限度額 新築・・・300万円 改修・・・100万円	・自治会で配布 ・5戸以上のグループで配布可	68.00%	ゴミステーション設置者(自治会が主)が利用の可否を決める。 (10世帯以上)
善通寺	240円/世帯	25%補助 限度額・・・300万円 (新築増築のみ・増築を含まない改修は対象外)	全戸	55.90%	ゴミステーション設置者(環境推進連絡会)が利用の可否を決める。
観音寺	1,000円程度/世帯	25%補助 限度額 新築・・・500万円 改修・・・300万円	全戸	66.00%	基本的には自治会でステーション管理
さぬき	3,000円/世帯	1/3補助 限度額 新築・・・500万円 増築改修・・・100万円 空調・・・20万円	・自治会で配布 (未加入者にも配布している自治会あり)	77.46%	基本的には自治会でステーション管理
東かがわ	2,000円/世帯 +均等割り	1/2補助 限度額・・・700万円 (改修は大規模なもののみ対象)	全戸	72.30%	ゴミステーション設置時に自治会の承認印が必要。 (20世帯が基準)
三豊	2,600円/世帯	1/3補助 限度額 新築・・・500万円 増築改修・・・100万円 (小規模なものは対象外)	・自治会で配布 ・8戸以上のグループで配布可	80.60%	基本的には自治会でステーション管理 未加入者は支所等に持参